

手数料の体系について

1 全国の状況について

手数料の体系については、ごみ有料化を導入済みの都市 486 市のうち、466 市・95.9%で「単純従量制」が、20 市・4.1%で「超過量従量制」が採用されています。

表 1 手数料の料金体系

単純従量制	①排出量単純比例型
超過量従量制	②排出量多段階比例型
	③一定量無料型
その他	④負担補助組合せ型
	⑤定額制従量制併用型

表 2 料金体系の状況（2024 年 4 月現在）山谷氏作成

区分	国手引での区分	都市数		割合	
単純従量制	①排出量単純比例型	465		95.7%	
超過量従量制	②排出量多段階比例型	3	21	0.6%	4.3%
	③一定量無料型	18		3.7%	
計		486		100.0%	

（出典）東洋大学名誉教授山谷修作氏「全国都市家庭ごみ有料化実施状況（2024 年 4 月現在）」

表 3 料金体系の状況（2024 年 8 月現在）市作成

区分	国手引での区分	都市数	割合
単純従量制	①排出量単純比例型	321	87.9%
超過量従量制	②一定量無料型、排出量多段階比例型	19	5.2%
その他	—	25	6.9%
計		365	100.0%

（出典）本市調査（2024 年 8 月）

2 「単純従量制」と「超過量従量制」の比較について

項目	単純従量制	超過量従量制
体系図		
仕組み	排出量に応じた手数料を負担する方式	排出量が、基本量の範囲内までは無料とし、基本量を超えると排出量に応じた手数料を負担する方式
利点	<ul style="list-style-type: none"> ①制度が単純で分かりやすい ②負担の公平性が確保される ③排出抑制の動機付けが高い ④制度の運用コストが小さい ⑤手数料収入の活用ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ①ごみ有料化導入に対する住民理解が得られやすい
欠点	<ul style="list-style-type: none"> ①手数料水準が低い場合、排出抑制の動機付けが弱い ②手数料水準が高い場合、ごみ有料化導入に対する住民理解が得られにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ①最適な制度設計が難しく、住民にとっても理解しにくい ②排出量が基本量の範囲内では、負担の公平性が確保されない ③排出量が基本量の範囲内では、排出抑制の動機付けが弱い ④制度の運用コストが大きい ⑤手数料収入が残らず財政負担となり、手数料の活用ができない

3 「超過量従量制」見直しの動きについて

ごみ有料化の導入時に超過量従量制を採用した43市のうち、24市（55.8%）が単純従量制へ見直しており、19市（44.2%）が現在も超過量従量制を維持しています。

超過量従量制から単純従量制へ見直した理由は、「公平性の確保のため」、「リバウンド防止のため」、「更なるごみ減量のため」、「ごみ処理費用の一部負担のため」、「市民意見の反映のため」などとなっています。

表4 「超過量従量制」見直しの動き

No.	自治体名	都道府県名	有料化導入 年月	超過量従量制 の維持	単純従量制 への見直し
1	草津市	滋賀県	1974		○
2	柳井市	山口県	1978.4		○
3	栗東市	滋賀県	1980		○
4	守山市	滋賀県	1982.7		○
5	高山市	岐阜県	1992.4	○	
6	萩市	山口県	1993.4	○	
7	羽咋市	石川県	1994.10		○
8	加西市	兵庫県	1994.10		○
9	西条市	愛媛県	1994.4		○
10	東温市	愛媛県	1994.4	○	
11	大垣市	岐阜県	1994.7		○
12	洲本市	兵庫県	1994.7		○
13	倉吉市	鳥取県	1995.10		○
14	東海市	愛知県	1995.12	○	
15	三原市	広島県	1995.4		○
16	野田市	千葉県	1995.4	○	
17	御殿場市	静岡県	1995.7		○
18	高浜市	愛知県	1995.7		○
19	関市	岐阜県	1996.10		○
20	長野市	長野県	1996.11		○
21	富田林市	大阪府	1996.2	○	
22	河内長野市	大阪府	1996.2	○	
23	大阪狭山市	大阪府	1996.2	○	
24	下妻市	茨城県	1997.4	○	
25	長浜市	滋賀県	1999.11		○
26	米原市	滋賀県	1999.11		○
27	碧南市	愛知県	1999.7	○	
28	君津市	千葉県	2000.10		○
29	千曲市	長野県	2000.4		○
30	出雲市	島根県	1992		○
31	新宮市	和歌山県	2002.4	○	
32	笠岡市	岡山県	2002.4	○	
33	岸和田市	大阪府	2002.7		○
34	箕面市	大阪府	2003.10	○	

No.	自治体名	都道府県名	有料化導入 年月	超過量従量制 の維持	単純従量制 への見直し
35	伊那市	長野県	2003.4	○	
36	駒ヶ根市	長野県	2003.4	○	
37	須坂市	長野県	2003.7		○
38	阿賀野市	新潟県	2004.4	○	
39	佐世保市	長崎県	2005.1	○	
40	池田市	大阪府	2006.4		○
41	岩出市	和歌山県	2012.7	○	
42	高石市	大阪府	2013.4	○	
43	小松市	石川県	2016.10		○
計			43市	19市	24市
				44.2%	55.8%

(出典) 東洋大学名誉教授山谷修作氏「全国都市家庭ごみ有料化実施状況(2024年10月現在)」を基に、本市調査(2024年8月)により時点更新・加工

表5 超過量従量制から単純従量制へ見直した理由

自治体名	理由
A市	公平性の確保のため
B市	有料化導入後、徐々にごみ排出量がリバウンドしたため
C市	更なるごみの減量のため
D市	市民を対象としたアンケートの結果、チケットは不要との意見が6割以上を占めたことに加えて、市民にごみの排出抑制や分別の意識が根付いており、指定ごみ袋の購入制限を撤廃してもごみ処理に支障がないと想定されたため ※チケットは毎年度、各世帯人員に応じて配付(R4.3.31まで)
E市	市民にごみの収集運搬費用の一部を負担していただくことにより、ごみの排出抑制と分別化を促すため

(出典) 本市調査(2024年8月)